

居室の採光	該当 条文	法第2条第4号
住宅の台所の取扱い		
<p style="text-align: center;">内 容</p> <p>住宅の台所は居室に該当するか。</p>		
<p style="text-align: center;">取 扱</p> <p>住宅の台所で次の要件に適合するものは、使用が継続的ではないため居室として扱わない。 調理のみに使用し、食事等の用に供しないこと。 床面積が小さく、他の部分と間仕切等で明確に区画されていること。</p>		
<p>関連資料 防火避難規定の解説 平成16年度日本建築行政会議</p>		